

各 位

## 平成29年6月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

公益財団法人 日本卓球協会

平成29年1月1日の国際卓球連盟（ITTF）のルール改定を受け、国内のルール改定を行います。また一部、国内解釈等の文言修正も行います。

- （注）・破線のアンダーラインは、国際卓球連盟が国際ルールを変更した部分を示す。
- ・二重線のアンダーラインは、日本卓球協会（JTTA）が国際ルール改定と同時に6月1日付で修正し、追記した部分を示す。
  - ・一重線のアンダーラインは、日本卓球ルール独自の（国際ルールとは異なる）部分を示す。
  - ・※は、条文ではなく今回の変更に伴う説明。

### 1. 条文

#### 第2章 競技ルール

##### 2.2 用具と競技条件

###### 2.2.1 認可及び承認

2.2.1.4.3.5 ラケット本体に貼るラバーは、現在ITTFまたはJTTAが公認しているものでなければならない。

###### 2.2.3 競技条件

2.2.3.2 ネットアセンブリを含む卓球台、コート番号、床、審判員の机と椅子、カウント器、タオル入れ、ボールケース、フェンス、フェンスにつける競技者名またはチーム名、及び競技に影響を及ぼさないように取り付けられた小型の技術的な機器は、競技領域の一部とみなされる。

2.2.3.8 競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならず、また弾力のあるものでなければならない。車椅子を用いる競技会では、堅い床であってもよい。競技場の床は、木あるいはITTFまたはJTTAに公認されたマットが望ましい。

2.2.3.9 ネットアセンブリに設置された小型の技術的な機器はネットアセンブリの一部とみなされる。

###### 2.2.5 広告とマーキング

2.2.5.1.1 競技領域内及びその周辺の広告やマーキングは、タバコ製品、アルコール飲料、有害な薬物、違法な製品に関するものであってはならず、また人種、外国人嫌い、性別、宗教、身体的障害の理由による敵対的な差別や含意、及びその他の種類の差別を含んではならない。

※「および」→「及び」の表記修正

2.2.5.6 ネットの両面にはそれぞれ2ヶ所ずつ広告をつけることができるが、広告は、使用するボールの色と明らかに違う色とし、ネットの上端から3cmの部分にはつけてはならない。また、テーブルのサイドラインの垂直の延長線より内側のネットの部分につけられた広告は網の空間を通した視野を妨げるものであってはならない。

###### 2.5.2 競技者、監督、コーチのバッドマナー

2.5.2.14 大会運営委員会は、指名された大会委員長及び競技委員長、審判長等からなり、適切な制裁を決定するものとする。

※「および」→「及び」の表記修正

### 2. 公布年月日

平成29年4月1日

### 3. 改定年月日

平成29年6月1日

以上